

加 監 公 表 第 3 号

令 和 5 年 3 月 22 日

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 藤 原 繁 樹

加古川市監査委員 井 上 恭 子

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和5年1月23日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年1月23日付けで受理した。

なお、令和5年2月6日及び2月13日に請求人から本請求に係る証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

- (1) 加古川市人権・同和教育協議会（以下「市同協」という。）との令和4年度加古川市人権・同和教育協議会委託契約（以下「本件委託契約」という。）に係る委託料について

本件委託契約に係る委託料6,256,000円のうち、地区研修会費4,500,000円（以下「本件委託料」という。）が市同協から各校区人権・同和教育協議会（以下「校区同協」という。）に支払われており、本件委託契約の業務内容を校区同協が履行している。市同協と校区同協は別組織であるにもかかわらず、本件委託契約の業務内容を校区同協が履行することは再委託に当たり、加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）に規定されている再委託の禁止に反するため、問題であると思われる。

- (2) A小学校区人権・同和教育協議会（以下「A小学校区同協」という。）に係る町内懇談会（以下「町懇」という。）の費用について

市同協は本件委託料のうち、A小学校区同協にA小学校区同協に係る地区研修会費を配分している。当該地区研修会費のうち、町懇の費用（以下「人権啓発費」という。）を世帯数に応じて算定し、A地区の町内会・自治会（以下「町内会等」という。）又は町内会長・自治会長（以下「町内会長等」という。）に支払っている。

しかし、世帯数が極端に少なく、人権啓発費の金額が3,000円に満たない町内会等については、格好が付かないため最低3,000円にしていると、A小学校の教頭より説明を受けた。このような理由のために、税金を余分に使う必要があるのか疑問に感じる。

また、町内会等の活動報告書によると、町懇を開催していない町内会等も見受けられる。

したがって、このような町内会等又は町内会長等に人権啓発費を支給することは問題であると思われる。

(3) 校区同協の事務局について

校区同協の事務局（以下「校区同協事務局」という。）は各小学校に設置されているが、校区同協事務局に係る事務分掌についてはどこにも規定されておらず、所管が不明である。学校教育課の説明によると、校区同協事務局の業務は公務ではなく、慣例ですべきものとして行ってきており、小学校の教頭が業務時間外に私人として行っているとのことである。教頭が私人として校区同協事務局の業務を行っているのであれば、市同協が何ら責任を負わない私人に委託料の一部を渡している実態は理解し難い。また、市が校区同協事務局の業務に係る費用（以下「校区同協事務局費用」）を負担することは問題であると思われる。

よって次の措置を求める。

- ・ 本件委託料の返還。なお、本件委託料の返還が認められない場合においては、人権啓発費から町懇に要した費用を差し引いた金額の返還
- ・ 校区同協事務局費用の返還（令和3年度分、令和4年度分）

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件委託料の支出について

加古川市（以下「市」という。）が市同協へ本件委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

イ 校区同協事務局費用の支出について

市が校区同協事務局費用を支出したことは違法又は不当であるか。

(2) 監査の対象部

市民協働部、教育指導部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和5年2月14日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

市民協働部職員及び教育指導部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和5年2月14日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等は次のとおりである。

ア 市同協について

市同協は、昭和45年5月に、同和教育に関して全市を挙げて組織的に取り組むための推進体制として、市内の小中学校区を単位とする同和教育協議会、行政、市内の関係団体を構成団体として設立された。（なお、当時の名称は「加古川市同和教育協議会」である。）その後、参画団体も増え、現在では22の校区同協、企業人権・同和教育協議会及び18の関係団体等で組織されている。

令和4年度の活動方針によれば、市同協は「差別の現実から深く学び、人を大切にする」という同和教育の理念を身近な生活に位置付け、人権が尊重される地域社会、家庭、学校園・所、職場を目指して、人権教育・啓発活動を展開している。

加古川市人権・同和教育協議会規約（以下「市同協規約」という。）によると、市同協は、市内の校区同協、企業人権・同和教育協議会及び関係団体等をもって

組織され、市における人権・同和教育及び啓発の推進を図ることを目的として、構成団体間の連絡調整を図ること、研修会、講演会等を開催すること及びその他目的達成に必要な事業を行うこととなっている。

市同協の構成団体は、①市長部局、②教育委員会、③町内会連合会、④部落解放同盟、⑤校舎長会（幼、小、中、高）、⑥PTA連合会、⑦連合婦人会、⑧シニアクラブ連合会、⑨企業人権・同和教育協議会、⑩人権啓発推進員協議会、⑪消防団、⑫少年団指導者協議会、⑬民生児童委員連合会、⑭人権擁護委員協議会、⑮宗教団体、⑯保育協会（市立、法人）、⑰心身障がい者団体、⑱労働団体、⑲人権アドバイザー、⑳校区同協であり、これらの団体からそれぞれ理事、常任理事を選出している。

イ 校区同協について

校区同協は、市内の小中学校区を単位として、校区内の人権教育の推進を目的として設立された団体である。市内の小中学校区は28あるが、氷丘中学校区同協は氷丘小学校区と氷丘南小学校区、志方地区同協は志方小学校区、志方東小学校区、志方西小学校区の3つの小学校区がその範囲となっており、また尾上町同協は、尾上小学校区、若宮小学校区、浜の宮小学校区が、東神吉町同協は東神吉小学校区と東神吉南小学校区が対象範囲となっていることから、校区同協は市内に22団体存在している。

また、校区同協は、各校区（地区・町）の人権・同和教育協議会規約（以下「校区同協規約」という。）において、各校区における同和教育を中心とするあらゆる人権教育の推進を図ることを目的とし、市同協及び各校区（地区・町）内の各団体、各組織等との連絡調整を図ること、研修会、講演会等を開催すること並びにその他目的達成に必要な事業を行うことと定められている。校区同協によって名称は若干異なるものの、校区同協は年1回の総会や複数回の理事会、幹事会等の開催のほか、研修会や講演会等の開催、各地区（町内）懇談会等の支援を行っており、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響で対面による開催がしにくい状況であるが、その中でも校区同協が工夫して人権課題解決への取組を進めている。

組織については、校区同協規約において、教育機関、各種団体をもって構成し、その事務局は、各校区（地区・町）内の小学校に置くことと定められている。会長、副会長、理事等の役員には、各町内会長や各種団体の長、加古川市人権啓発推進員（以下「市推員」という。）等が就いている。

ウ 本件委託契約について

本件委託契約は、市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、市を代表する人権団体である市同協と締結している。

本件委託契約の業務内容は仕様書において、次の（ア）から（ウ）までと定められている。

（ア）人権関係機関・団体との協議及び連絡調整

（イ）市内各地域における研修

（ウ）市民啓発活動の推進

これらの業務内容のうち、（ア）人権関係機関・団体との協議及び連絡調整については、市同協には多くの公共的団体、人権関連団体が参画しており、各団体からは理事又は常任理事を選出し、理事会及び常任理事会において人権教育及び人権啓発に関する協議・連絡調整を行っている。

また、（イ）市内各地域における研修については、町内会等が主となり、校区同協、市推員等が連携して実施する町懇は、地域によってその実施方法が様々であるが、市はその町懇がより充実するための支援を行っている。具体的には、市同協から校区同協を通じて町懇に関する費用の一部助成や町懇に先立って校区同協が実施する事前研修会等に関する費用の助成等が挙げられる。また、校区同協が実施する校区同協研修に対する支援、各構成団体の研修が活性化するための取組を実施することとしている。なお、市内各地域の研修については、その実務の多くを校区同協が担っている。校区同協によりその実務内容は異なるが、校区内の町内懇談会事前研修会や事後報告会の実施、人権フェスティバル等地域の人権イベントの開催、人権作文発表会の開催等である。市は、市同協と締結した本件委託契約のうち、市内各地域における研修に該当する実務の多くを校区同協が実施することを前提として、本件委託料を支払っており、市同協が校区同協に本件

委託料を配分していることは再委託には当たらないと認識している。

また、(ウ) 市民啓発活動の推進については、毎年8月を「人権を大切に
する市民運動推進強調月間」と位置付け、「人権を大切に
する市民運動」ポスターを作成し、市内公共施設及び町内会
掲示板等に掲示するとともに、市民会館において人権に
関する講演会である「人権フォーラム」を開催し、市民
への啓発を実施している。また、市民や関係団体を対象
に人権啓発セミナーを実施するほか、12月の「人権週
間」に併せて、ポスターを作成し、配布するなどの取組
も実施している。

エ 本件委託契約に係る委託料について

(ア) 本件委託契約に係る委託料の積算方法について

本件委託契約については、市同協から令和4年4月1日
付けで委託料の積算内容が記載された見積書を受
理している。見積書には、合計金額6,256,000
円が記載されており、その内訳は、次のとおり
である。

①会議費	8,000円
②事務費	235,000円
③事業費	5,930,000円
・研修会費	900,000円
・地区研修会費	4,500,000円
・資料費	500,000円
・50周年記念事業費	30,000円
④コピー使用料	83,000円

なお、②事務費は郵送料、事業に必要な封筒や用紙等の費用、③事業費のうち、研修会費は人権フォーラムや人権啓発セミナー、合同理事研修会及び東播磨地区人権教育研究協議会等への参加や資料購入等の費用、地区研修会費は校区同協への配分金、資料費は事業に必要な資料の購入及び人権週間ポスターの作成等に掛かる費用となっている。地区研修会費4,500,000円については、市内各地域における研修等の費用として、市同協から校区同協に配分金として支出している。その算定方法は、校区同協の属する地域

の世帯数に32円を乗じた額（100円未満の端数がある場合は切り捨てた額）に、1小学校区50,000円の均等割を加えた額である。この校区同協への配分金については、校区同協の地域の特性に応じて活用されている。また、校区内での人権作文発表会や人権フェスティバル等市民イベント、市推員等を対象とする定例研修会、町内懇談会事前研修会及び事後報告会、リーフレットやステッカー等の作成等に活用されている。また、町懇の運営費を負担するため、町内会等に地区研修会費を町懇運営費、補助金、助成金として配分している校区同協もある。

(イ) 本件委託契約に係る委託料の支出について

本件委託契約については、市同協と令和4年4月1日付けで締結している。市同協から令和4年5月31日付けで請求書を受領し、本件委託契約書第4条に基づき、令和4年6月10日に6,256,000円を支出している。

(ウ) 本件委託契約の履行状況及び履行確認について

本件委託契約の履行については、本件委託契約書第6条に基づき、市同協から市に提出される事業報告書及び精算報告書により確認している。なお、その事業の詳細については、市同協が資料を収集し、市、市教育委員会及び市同協の3者で毎年3月に作成する冊子「加古川市の人権・同和教育－教育実践の記録－」に、その年度の校区同協の取組を掲載している。その内容は、「研修実施状況」、「課題解決への取組」、「実施上の成果について」、「今後における推進上の課題について」、「その他啓発活動（広報、関連事項等）」である。市同協は、この冊子の作成のために校区同協から提出される上記の取組が記載された資料を校区同協の事業報告書とみなし、市は完成した冊子により委託契約に係る業務内容の履行を確認している。また、本件委託料については、委託先の市同協に確認したところ、市同協は校区同協への配分金について毎年度、その支出状況を確認し、剰余金がある場合は戻入するように通知し、決算報告書の提出を求めるなど確認を行っている。今後の流れとしては、事業終了後に市同協から市に対して提出される事業報告書、精算報告書及び冊子「加古川市の人権・同和教育－教育実践の記

録一」により報告内容を確認した上で、本件委託契約書第7条第3号の規定により、業務に要した経費が委託料を下回っている場合は戻入を求める予定である。

オ A小学校区同協における人権啓発費について

A小学校区同協に係る地区研修会費の一部を人権啓発費として町内会等に配分していることについて、委託先の市同協からA小学校区同協事務局に次のとおり確認した。A小学校区同協において、コロナ禍の中、校区同協の取組については、活動に柔軟性を持たせるため、必ずしも町懇の実施だけではなく、啓発物資の作成などの活動も対象にして人権啓発費を町内会等に配分した。A小学校区同協事務局が人権啓発費の配分案を作成する際、世帯数に応じて配分しようとしたが、世帯数に応じて算定したそのままの金額では町懇の実施に掛かる費用が賄えないケースがあった。また反対に、必要経費を大きく上回る過剰な金額となるケースもあったため、A小学校区同協事務局の引継ぎ資料から過去の配分金を遡って調べたところ、これまでも最低金額を3,000円、上限金額を12,000円としていることを確認した。それに倣い作成した人権啓発費の配分案を正副会長会に提案し、承認を得て、町内会等に配分したものである。人権啓発費については、町懇を開催し、開催に係る資料作成や参加者へのお茶代等として支出している町内会等がある一方で、開催予定時期等によりコロナ禍の影響で町懇の開催ができない町内会等については、町懇の中止に留めるのではなく、代替の取組として啓発用のチラシ等を作成するなど、人権研修の機会を提供している町内会等もある。その活動内容については、全ての町内会等からA小学校区同協に報告があり、A小学校区同協において活動内容を確認している。その内容は町懇の開催や啓発用のチラシ等を作成したというものなど、全ての町内会等が本件委託契約の業務内容を履行していることを確認した。

これらのことから、本件委託契約の履行については、本件委託契約の目的である「加古川市における人権教育及び人権啓発の推進を図る。」及び業務内容の「地域の実地に即した町内懇談会の充実」に合致しており、人権啓発費の返還の必要はないと認識している。ただし、この度の取組はコロナ禍における対応につ

いてであり、コロナ禍収束後は、校区同協への配分金は町懇の充実に支出するものであって、代替の取組によって支出するべきものではないと認識している。

カ 校区同協事務局の業務について

校区同協の事務局業務は、地域での人権・同和教育及び人権啓発の推進という目的達成のための重要な役割を担っており、「市がなすべき責を有する職務」であると考えられる。事務局が置かれている小学校では、その業務を校務分掌に明記し、主に教頭が公務として従事してきたことから、請求人が求める校区同協事務局費用を返還する必要はないと考える。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	藤 原 繁 樹
加古川市監査委員	井 上 恭 子

6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) 本件委託料の支出について

請求人は、市同協と校区同協は別組織であるにもかかわらず、本件委託契約の業務内容を市同協ではなく、校区同協が履行することは再委託に当たるため、本件委託料の返還を求めていることから、本件委託料の支出が違法又は不当であると主張していると解し、本件委託契約の内容、金額、履行状況及び履行確認について検討する。

ア 本件委託契約の内容について

本件委託契約は、市における人権教育及び人権啓発の推進を図ることを目的として、市と市同協との間で令和4年4月1日付けで締結されたものである。

(ア) 本件委託契約に係る業務内容は、本件委託契約書の仕様書（以下「本件仕様書」という。）において、次のとおり定められている。

①人権関係機関・団体との協議及び連絡調整

②市内各地域における研修

- ・各校区同協活動方針に基づく校区同協研修の推進
- ・町内会、校区同協、市推進員等との連携による、地域の実地に即した町内懇談会の充実
- ・各構成団体の研修活動の活性化

③市民啓発活動の推進

- ・市民に対する人権に関する情報の提供
- ・「人権を大切にする市民運動」の実施
- ・「人権フォーラム2022～いのち輝くまち 加古川～」の開催
- ・「人権啓発セミナー」の開催
- ・啓発ポスターの作成及び配布

これらの業務内容のうち、②市内各地域における研修の「各校区同協活動方針に基づく校区同協研修の推進」及び「町内会、校区同協、市推進員等との連携による、地域の実地に即した町内懇談会の充実」については、校区同協が履行することを前提としている。

(イ) 本件委託契約に係る委託料は6,256,000円であり、その内訳は会議費8,000円、事務費235,000円、事業費5,930,000円のうち、人権フォーラムや人権啓発セミナー、合同理事研修会及び東播磨地区人権教育研究協議会等への参加や資料購入等の費用として研修会費900,000円、校区同協への配分金として地区研修会費4,500,000円、事業に必要な資料の購入及び人権週間ポスターの作成等に掛かる資料費として500,000円、50周年記念事業費として30,000円となっており、コピー使用料83,000円となっている。

なお、事業費のうち、地区研修会費4,500,000円は市内各地域での研修等に要するため、市同協から市内全ての校区同協へ配分されている。配分金の算定方法は、校区同協の属する地域の世帯数に32円を乗じた額（100円未満の端数がある場合は切り捨てた額）に、均等割50,000円を加えた額となっている。

(ウ) 本件委託契約に係る委託料の返還について、本件委託契約書第7条に「委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し委託料の全額又は一部の返還を命じることができる。」と定められており、返還対象となるのは次のとおりである。

- ①業務の執行に著しく適正を欠くと認められるとき。
- ②業務の目的以外に委託料を使用しているとき。
- ③業務に要した経費の額が委託料を下回るとき。

(エ) 市同協規約第3条において、「本会は、市内の校区人権・同和教育協議会、企業人権・同和教育協議会及び関係機関団体をもって組織する。」と定められており、校区同協は市同協を構成する団体である。

また、本件委託契約については、関係職員への調査により、校区同協が市内各地域における研修に該当する実務の多くを実施することを前提として、本件委託契約に係る委託料6,256,000円のうち、本件委託料4,500,000円を校区同協に配分していることを確認した。

校区同協は市同協とは別団体であるが、市同協の構成団体であり、市は校区同協が本件委託契約の業務内容を履行することを前提として、市同協と契約締結していることから、再委託には当たらないと判断する。

イ 人権啓発費について

請求人は、A小学校区同協が人権啓発費を世帯数に応じた金額より多く配分している町内会等又は町内会長等があること及び人権啓発費は町懇のための費用であるにもかかわらず、町懇を実施していない町内会等もあることから、人権啓発費に係る委託料の返還を求めている。

関係職員への調査により、市同協から配分されたA小学校区同協に係る地区研修

会費の金額は205,900円であり、この配分金を会議費、事務費及び事業費に仕分けし、事業費のうち人権啓発費を125,000円としていることを確認した。また、A小学校区同協事務局は、人権啓発費を町内会等の世帯数に応じて配分しようとしたが、世帯数に応じて算定したそのままの金額では町懇の実施に掛かる費用が賄えないケースがあった。また反対に、必要経費を大きく上回る過剰な金額となるケースもあったため、A小学校区同協の過去の配分金から最低金額を3,000円、上限金額を12,000円とする人権啓発費の配分案を正副会長会に諮り、承認を得た上で町内会等に配分していることを確認した。

そして、人権啓発費については、町懇の開催に係る資料作成や参加者へのお茶代等として支出している町内会等がある一方で、開催予定時期等によりコロナ禍の影響で町懇の開催ができない場合、代替の取組として啓発用のチラシ等を作成するための費用として支出している町内会等もある。この代替の取組として実施する啓発用のチラシ等の作成費用については、A小学校区同協から人権文化センターに町懇準備金の対象となることを事前に確認した上で、人権啓発費に名称を変更して、町内会等に配分している。ただし、関係職員によると、人権啓発費は本来、町懇の充実に支出するべきものであり、代替の取組によって支出するべきものではないと認識しており、本件委託契約における人権啓発費に係る委託料の支出については、コロナ禍における特別な対応であることを確認した。また、A小学校区同協においては、全ての町内会等が町懇の実施又は代替の取組を実施していることを確認した。

今後、本件委託契約書第6条に基づき、業務完了後に市同協から市宛てに提出される事業報告書、精算報告書並びに市、市教育委員会及び市同協の3者で3月に作成する冊子「加古川市の人権・同和教育－教育実践の記録－」により履行確認を行うことを確認した。

よって、本件仕様書の変更等がされておらず、適切でない部分があるものの、本件委託契約における業務内容の「地域の実地に即した町内懇談会の充実」について、市がコロナ禍の中、町懇の実施に加えて、代替の取組の実施についても人権啓発費として本件委託料の対象になると判断し、市の承認を得た上で実施したA小学校区同協の代替の取組に市が人権啓発費に係る委託料を支出したことは、決して不

合理とはいえない。

以上のことから、本件委託料の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 校区同協事務局費用について

請求人は、校区同協事務局は各小学校に設置されているが、校区同協事務局に係る事務分掌についてはどこにも規定されておらず、所管が不明であると主張している。また、請求人は校区同協事務局の業務は教頭が公務ではなく、私人として業務時間外に行っていると説明を受けていることから、私人として校区同協事務局の業務を担っているのであれば、小学校の経費を使い、校区同協事務局の業務を行うことは問題であるため、校区同協事務局費用の返還を求めている。よって、市が校区同協事務局費用を支出することは、違法又は不当であるかを検討した。

ア 職員が市以外の団体の事務に従事する場合の規定について

平成28年12月1日付けで市危機管理室長から各所属長宛てに通知された文書「市が事務局機能を担っている団体等に係る適切な事務執行について（依頼）」では、市が関わる各種団体等の適正な運営や業務執行の確保を図るため、団体の職務に従事する際の指針が示されている。これによると、市が当該団体等へ関与（職務として従事）するための基本的な考え方として、以下の4つの条件を挙げている。

(ア) 関与しようとする団体が「公共的団体」であるか。(農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよいとされている。(行政実例 昭和24年1月13日、昭和34年12月16日))

(イ) 関与しようとする団体の「職務」が、市の職務遂行に関し密接な関連があるか。

(ウ) 関与しようとする団体の「職務」が「市がなすべき責を有する職務」として位置付けられ、市の本来業務と密接不可分として判断されるか。

(エ) 事務分掌規則等や所属の事務分担表等で明文化されているか。(明文化する予

定も含む。)

イ 校区同協の位置付けについて

市は加古川市総合計画（令和3年3月策定）において、「心豊かに暮らせるまち」を基本目標に、互いに尊重し合って暮らせる社会の実現に向けて、「人権文化の確立」を掲げ、一人一人の人間としての尊厳と基本的人権が尊重される社会を確立するため、人権教育や啓発を推進するとともに、人権問題に対する相談体制の充実を図ることを基本方針として施策を推進している。

昭和45年に同和教育を組織的に取り組むための推進体制として、市内小学校区を単位とする同和教育協議会、行政、そして市内の関係団体が参画する市同協（なお、当時の名称は「加古川市同和教育協議会」である。）が発足し、現在では22の校区同協、企業人権・同和教育協議会及び18の関係団体等で組織されている。市同協は発足以来、「差別の現実から深く学び、人を大切にする」という同和教育の理念のもと市民一人一人の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される差別のない明るい地域づくり、家庭づくり、学校園づくり、職場づくりを目指し、人権教育・啓発活動に取り組んでいる。

市同協の構成団体である校区同協は、校区同協規約において校区内の教育機関及び関係団体をもって組織され、同和教育を中心とするあらゆる人権教育の推進を図ることを目的とし、関係団体等との連絡調整や研修会・講演会等の開催等の事業を行うと定めている。このように、校区同協は市同協の構成団体として、加古川市総合計画の基本方針である人権教育や啓発の推進等を市と一体となって取り組む公共的団体であると考えられる。

関係職員への調査によると、校区同協は各校区（地区・町）における同和教育を中心とするあらゆる人権教育の推進を図ることを目的としており、市同協及び各校区（地区・町）内の各団体、各組織等との連絡調整や研修会、講演会等の開催、その他目的達成に必要な事業を行うなど、公共的、公益的団体として活動している。

そして、校区同協事務局の業務は地域における人権・同和教育及び人権啓発の推進という目的達成のために重要な役割を担っており、市における人権教育及び人権啓発の推進を図るといふ行政目的達成のために密接不可分なものであるため、「市

がなすべき責を有する職務」として教頭等が職務命令により従事していることを確認した。

校区同協事務局が設置されている小学校においては、加古川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成2年教育委員会規則第2号）第7条に基づき、校区同協に係る業務を校務分掌に明記し、教育委員会に報告していることを確認した。

以上のことから、校区同協事務局の業務は、市の事務と同一視できる程度に高い公共性、公益性を有し、市がなすべき責を有する職務であり、教頭等が職務命令により従事していることから、市が校区同協事務局費用を支出することは、違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

7 監査委員の意見

本請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

本来、人権啓発費は町懇の充実に支出するべきものであるが、市はコロナ禍において、町懇の実施に加えて、代替の取組の実施についても人権啓発費として本件委託料の対象になると判断し、人権啓発費に係る委託料を支出している。しかしながら、本件仕様書の変更はされておらず、本件仕様書に係る業務内容の解釈について、発注者と受注者の双方が合意した文書も存在しない。今後は、適正な契約の履行を確保する観点から、仕様書の変更や契約内容について合意した文書を作成するなど、市民が疑念を抱くことがないよう留意されたい。

また、市は本件委託契約を市同協と締結しているが、業務内容のうち「各校区同協活動方針に基づく校区同協研修の推進」及び「町内会、校区同協、市推進員等との連携による、地域の実地に即した町内懇談会の充実」については、各校区同協が履行することを前提としている。そして、市同協は委託料の一部である地区研修会費を各校区同協に配分しているが、契約の履行に係る透明性を確保する観点から、各校区同協を契約の相手方として委託契約を締結することを検討されたい。